

【アメリカ】デジタル時代の大統領記録の移行

アメリカ大統領の任期中の文書や記録は、1978年の「大統領記録法」(P.L.95-591)により、退任後も国の管理下に置かれる。オバマ前大統領は、大統領として初めてツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディアのアカウントを持ち情報を発信した。これらに蓄積された情報及びアカウントについて、ホワイトハウスは3つの方針を発表していた。①オバマ政権下で作成・発信された情報は国立公文書館(NARA)が管理する。②それらは可能な限り元の形で閲覧できるように維持する。③URL及びアカウントは、コンテンツを削除して新大統領に引き継ぐ。例えば、ツイッターでは、オバマ大統領の発言は政権移行と同時に@POTUS44(President Of The United States、44は第44代大統領の意)に移され、トランプ新大統領が@POTUSを用いて発信を開始した。約1400万人のフォロワーは両大統領のアカウントに引き継がれている。また、旧ホワイトハウスのホームページも同様に、<https://obamawhitehouse.archives.gov>に移行した。(海外立法情報調査室・原田 圭子)

・ <https://obamawhitehouse.archives.gov/blog/2016/10/31/digital-transition-how-presidential-transition-works-social-media-age>

【アメリカ】2017会計年度国防授權法の成立

2016年12月23日、国防政策や国防予算の大枠を定めるP.L.114-328「2017会計年度国防授權法」が成立した。予算額は6187億ドル(約67兆円)、海外緊急対応作戦経費(OCO)はオバマ政権の要求を32億ドル(約3456億円)上回る670億ドル(約7兆2360億円)であり、軍隊の増員及び2.1%の給与引上げが含まれている。法案段階では、女性の徴兵登録の義務化及びLGBTに対する差別を助長しかねない規定が争点となっていたが、いずれも両院の協議により削除された。また、オバマ政権が2016年2月に閉鎖計画を発表していたグアタナモ収容所(キューバに設置されたテロリスト被疑者の収容所)については、同収容所の閉鎖は認められず存続することとなった。なお、アジア太平洋関係に関する規定は、過去2年、第12編「外国に関連する事項」の下にサブタイトル「アジア・太平洋地域」としてまとめられていたが、今回はそのように独立したサブタイトルはなくなった。(海外立法情報調査室・原田 圭子)

・ <https://www.congress.gov/114/bills/s2943/BILLS-114s2943enr.pdf>

【アメリカ】国立公園局100周年法の制定

アメリカでは、1916年8月に制定された国立公園設置法により、内務省に国立公園局が設置され、管理責任を負っている。制定当時35か所あった国立公園は、2016年末時点では約400か所(歴史公園、歴史的建造物などを含む)、延べ面積34万km²に上り、2015年には延べ約3億人が国立公園を訪れている。一方、管理のための整備費が約120億ドル(約1兆3000億円)不足しているとの報告がある。国立公園サービスが次の世紀にも発展することを目的として、2016年12月16日にP.L.114-289「国立公園局100周年法」が制定された。法律は、8章17か条から成り、財務省に、新たに国立公園入場料収入を組み込む「国立公園チャレンジ基金」(第I章)、及びアメリカ国立公園財団に、主に寄付・遺贈などを基にする「国立公園局のための次世紀基金」(第II章)を設立し、来訪者がより豊かな経験ができるような環境の整備、プログラムの提供に充てることを規定している。特に解説・教育を重視したプログラム提供を行う(第III章)。(海外立法情報調査室・原田 圭子)

・ <https://www.congress.gov/bill/114th-congress/house-bill/4680>

【カナダ】男女共同参画週間を設ける法案

我が国では、既に男女共同参画週間が実施されているが、カナダでも、2016年9月29日、「男女共同参画週間を設ける法律案」（議員提出法案：C-309）が提出された（2017年1月現在、下院で審議中）。同法案は、前文（全21項目）で立法上の問題意識に触れており、女性は男性より性的暴力の犠牲者となりやすいこと、身体的又は精神的な虐待を受けた場合、効果的な法的救済及び社会的支援を得るのが困難であること、科学技術分野での高等教育や就業の機会に制約があること、男女間で賃金格差が存在すること、先住民女性に対して教育及び雇用の機会均等が確保されていないこと、議員に占める比率が男性より少ないこと、企業で管理職に昇進した女性が同じポストの男性より低賃金であることなど、様々な観点から女性の社会的地位や権利が十分な水準に達していないことを示している。なお、本則は2か条であり、第1条で法律名を規定し、第2条では、毎年10月の第1週を男女共同参画週間とする旨、規定している。

（海外立法情報課・鈴木 滋）

・ http://www.parl.gc.ca/content/hoc/Bills/421/Private/C-309/C-309_1/C-309_1.PDF

【カナダ】連邦政府による空港民営化の検討

カナダでは、小規模の地方空港を除いて、非営利団体の空港公団（Airport Authority）が空港の運用管理を行っているが、連邦政府は、国際運輸市場での競争力を強化する観点から、空港の民営化を検討している。2016年2月、運輸省は「カナダ運輸法」（Canada Transportation Act: S.C.1996, c.10）に基づき、運輸政策の在り方を見直す報告書を連邦議会に提出した。報告書には、空港の民営化もテーマとして盛り込まれており、民営化を行う場合の選択肢として、①所有権を連邦政府が引き続き維持、②所有権の一部を民間に売却、③所有権を全て民間に売却の3つが提示された。これらのいずれについても、空港の運用管理は民間の機関が行うとされている。同年10月には、連邦政府が民営化による経済効果について、投資銀行の「クレディ・スイス」に調査を委託したことが報じられた。しかし、空港公団のいくつかは、民営化が、利用者に対し、より高いコストを強いると警告しており、完全な民営化に反対しているとも伝えられている。

（海外立法情報課・鈴木 滋）

・ http://www.tc.gc.ca/eng/ctareview2014/CTAR_Vol2_EN.pdf

・ “Ottawa asks bank to explore benefits of selling airports,” *The Globe and Mail*, October 20, 2016.

【EU】2017年の立法における優先事項に関する共同宣言

欧州委員会、欧州議会及びEU理事会の3機関は2016年12月13日、2017年のEUの立法手続における優先事項を定めた共同宣言に合意した。同宣言は、EUの立法改善のための3機関間の合意（2016年4月13日）に基づき今回初めて作成されたもので、EUにとって特に重要な課題について、立法手続を迅速化させ早期の対応を可能にすることを目的としている。宣言では、①雇用、成長及び投資の拡大（官民の投資促進を目的とする欧州戦略投資基金の拡大、経済通貨同盟の深化等）、②EUの社会的側面への対応（若年者雇用対策等）、③EU市民の安全の確保（域外国境管理の強化、テロ資金対策等）、④移民・難民政策の改善と展開（難民に関する欧州共通庇護制度の改革、合法移民関連政策等）、⑤デジタル単一市場の実現（通信・著作権制度改革、視聴覚メディアサービス指令改正等）、⑥エネルギー問題をめぐる総合的取組及び気候変動政策の6つの分野について、可能な限り2017年末までに立法上の成果を出すものとしている。

（海外立法情報課・島村 智子）

・ <http://www.europarl.europa.eu/resources/library/media/20161213RES55933/20161213RES55933.pdf>

【EU】欧州防衛行動計画の公表

欧州委員会は2016年11月30日、欧州防衛行動計画に関する政策文書を公表した（COM(2016)950final）。同計画は、欧州各国の国防費が削減傾向にある中、同分野の産業に対する投資の強化により技術的競争力や将来における防衛力を維持することに加え、域内の雇用・経済にも役立てることを目指して、次の3つの柱について提案している。概要は以下のとおり。①防衛関連技術の共同研究事業に対して資金提供を行う枠組み（年間約5億ユーロ規模のEU予算を想定）（1ユーロは約117円）と、複数の加盟国による防衛装備・技術の共同研究・開発や一括購入に対して支援を行う枠組み（加盟国からの拠出金を中心とする）の2つから成る欧州防衛基金を創設すること、②欧州投資銀行の融資等を利用し、中小企業や新興企業を含め防衛産業への投資を促進すること、③防衛分野における調達及び加盟国間の装備移転に関する指令の適切な実施や、装備品の供給確保、規格の共通化等を通じ、同分野に関する単一市場を強化すること。（海外立法情報課・島村 智子）

・ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52016DC0950>

【EU】無線通信環境整備に向けた周波数帯再編

EUではデジタル単一市場の構築に向けて、加盟国の法律や制度、通信環境の整備・統一を目的とした複数の施策が提案されている。その1つとして、欧州議会、EU理事会及び欧州委員会は2016年12月14日、470～790MHzの周波数帯の使用に関する決定案（COM(2016)43final）に合意した。この周波数帯は現在地上デジタル放送等に使用されているが、決定案では、このうち高速・広域での無線インターネット接続に適するとされる700MHz帯（694～790MHz）を全ての加盟国において2020年6月末までに無線ブロードバンド通信の用途に割り当てるよう定める。これにより、農村地域等を含む域内全ての市民に高質な通信環境を提供し、デジタルサービスの利用拡大などにもつなげることを目指す。加盟国には、2018年6月末までに周波数の再編計画の策定が求められる。また、700MHz帯以下の周波数帯は少なくとも2030年までの間、放送事業者に優先的に割り当てられる。決定案は、今後正式に採択される予定となっている。（海外立法情報課・島村 智子）

・ http://europa.eu/rapid/press-release_IP-16-4405_en.htm

【イギリス】2016年捜査権限法

2016年11月29日、2016年捜査権限法（Investigatory Powers Act 2016 c.25）が制定された。同法は、2016年末で失効する2014年データ保全及び調査権限法（本誌264号（2015年6月）pp.3-22参照）に代わって、政府がデータを保全する権限を維持するための新たな法的根拠となるもので、全9部272か条及び10の附表から成る。2014年法は、テロ対策を目的に、通信事業者に国内の個人の通信・閲覧履歴過去12か月分の保存を義務付け、捜査協力要請に応じて公的機関へデータの引渡しを可能としていた。2016年法は、2014年法の枠組みを基本的に引き継ぐが、データの引渡しを要請できる機関を、従来の捜査機関のみから47の公的機関に拡大するなど政府権限を強化している。実質的に全ての一般人のデータを保全するとされる内容に、プライバシーや言論の自由を脅かすとの批判を受けつつも、政府側は国民の安全確保のため同法の必要性を主張し、2014年法の失効直前に同法を成立させた。なお、同法には失効期限は定められていない。（海外立法情報課・田村 祐子）

・ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2016/25/contents/enacted>

【イギリス】デジタル経済法案

2016年7月5日、コンテンツに係る法整備や通信環境整備等を目的とするデジタル経済法案（Digital Economy Bill）が下院に提出された。この法案は、2015年5月の総選挙時の保守党マニフェストに掲げられた複数の政策を実現するもので、全7部91か条及び10の附表から成る。主な規定は、①オンラインポルノの規制強化のため、コンテンツ提供者及びインターネット接続事業者に、コンテンツへのアクセス時に18歳以上であることの年齢認証を義務付けること、②オンライン著作物の著作権を侵害した場合、従来2年未満の拘禁等の自由刑が科されていたが、紙の著作物の場合に合わせて10年未満に伸ばすこと、③3kHz~300GHzの周波数帯のうち、使用されていない周波数帯を再編し無線移動通信に有効活用するため、通信庁（Ofcom）による、使用可能な周波数帯を調査するためのデータベースの構築・管理を可能とすること等である。この法案は、2016年11月28日に下院で可決されており、2017年1月現在、上院で審議中である。（海外立法情報課・田村 祐子）

・ <http://services.parliament.uk/bills/2016-17/digitaleconomy.html>

【イギリス】資産凍結（補償）法案

2016年5月23日、テロ被害者への補償を目的とした資産凍結（補償）法案（Asset Freezing (Compensation) Bill）が上院に提出された。法案は、2010年テロリスト資産凍結法に定義されるテロ行為に、ある者が関与したと国連安全保障理事会が決議した場合又は英国財務省がそのように判断した場合に、英国財務省は、被害者に対して補償金を支払うまで、テロ行為に関与した者に科された資産凍結の解除を防ぐために必要な全ての措置を講じなければならないと規定する。法案提出の背景には、1990年代に英国内で相次いだ、反英武装組織であるアイルランド共和軍（IRA）によるテロ行為を、リビアのカダフィ政権が武器供給等により支援していたことがある。法案の目的は、カダフィー族の凍結資産をIRAによるテロ被害者への補償金の原資にすることにあるとされる。ただし法案の条文自体は対象者を限定していない。法案は、2016年11月22日に上院で可決されており、2017年1月現在、下院で審議中である。（海外立法情報課・田村 祐子）

・ <http://services.parliament.uk/bills/2016-17/assetfreezingcompensation.html>

【フランス】パリとシャルル・ド・ゴール空港を直結する鉄道の建設計画

2016年12月28日、「パリとシャルル・ド・ゴール空港の連絡鉄道に関する法律」が制定された。この鉄道は「CDG Express」と呼ばれ、現在在来線しかないパリ（東駅）と空港の間を直行20分で結ぶ。全長32km、総工費約16億9千万ユーロ（1ユーロは約117円）とされている。開通予定は2023年で、パリ市が誘致活動を行っている2024年五輪及び2025年万博の開催までに開通する見通しである。この法律は2016年2月のオルドナンス（行政立法）を承認するもので、SNCF Réseau（フランス国有鉄道を構成する企業の一つ）とパリ空港公団とで過半数の株式を保有する子会社に鉄道の建設・管理を委託すること、旅客サービスを行う民間企業は国が指名競争入札により選定することが規定された。政府は、建設資金に充てるため、ド・ゴール空港の旅客機乗降客から一度の空港利用につき約1ユーロの税を徴収する施策を2017年に開始すると予告したが、航空会社の反対により、CDG Express開業前からの徴収は困難な情勢である。（海外立法情報調査室・豊田 透）

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2016/12/28/DEVX1614853L/jo/texte>

【フランス】高等教育における修士課程の改善

フランスの大学では、ヨーロッパ域内の高等教育の学位認定の共通化を目指すボローニャ・プロセスの LMD システム（学士課程 3 年・修士課程 2 年・博士課程 3 年の 3 レベルから成るシステム）を適用している。ボローニャ・プロセスでは修士課程は不可分の 4 期（1 期は 6 か月）で構成すると規定されているが、フランスではこれに反し 2 年目進級時に選別が実施され、学生は学歴が中断される場合があった。これが修士課程進学への不安や選別に対する訴訟を生じさせ、コンセイユ・デタ（国务院）からも是正の必要が指摘されていた。この状況を改善し、修士課程をより民主的で保障されたものとするため、2016 年 12 月 23 日、「高等教育第 2 課程を LMD システムに適合させる法律」が制定された。この法律により、①2 年目進級時の選別を廃止すること、②大学は修士課程の入学認定試験を実施することができること、③希望する修士課程への入学が認定されなかった者は別の修士課程の提示を受けられることが規定された。

（海外立法情報調査室・豊田 透）

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2016/12/23/MENX1631939L/jo/texte>

【フランス】2017 年社会保障財政法

本号「立法情報」に紹介した 2017 年予算法と共に、2016 年 12 月 23 日に 2017 年社会保障財政法が成立した。フランスの社会保障予算の主要素は、「一般的制度（régime général）」の収支とそこに「老齢連帯基金（FSV）」を加算した収支、及び医療保険費（Ondam）の増減である。「一般的制度」は、疾病、老齢年金、家族手当、労働災害の 4 分野で構成される。総計では収入が 3795 億ユーロ、支出が 3799 億ユーロで、赤字が 2016 年の 34 億ユーロから 4 億ユーロにまで減少し、ほぼ収支の均衡が取れた状況となる。政府は、オランダ政権が進めてきた社会保障財政健全化の成果としている。分野別でも、前年の老齢年金に加え家族手当及び労働災害も黒字に転じる見通しである。なお、FSV を加算すると 42 億ユーロの赤字である。一方、医療保険費の増加率は前年の 1.75%から 2.1%に引き上げられ、医療公務員の待遇改善、歯科診療への保険適用の拡大等の費用に充てられる。（1 ユーロは約 117 円）

（海外立法情報調査室・豊田 透）

・ <http://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2016/12/23/ECFX1623944L/jo/texte>

【ドイツ】事業承継税制を定める規定の改正

事業保護及び雇用維持の観点から、相続贈与税法は、企業の事業を相続又は贈与により引き継ぐ者に対して、相続税又は贈与税の大幅な軽減措置を定めている。すなわち、事業承継後に 5 年間又は 7 年間事業を継続し、賃金支払総額を一定に維持する場合には、承継資産の 85%又は 100%が課税対象から控除される。さらに、従業員が 20 人以下の事業の場合には、賃金維持の要件が考慮されない。これらの規定は、軽減措置を受ける事業者数及び軽減額に鑑みて平等原則に反するとの 2014 年 12 月 17 日の連邦憲法裁判決（1 BvL 21/12）を受け、今般改正された（BGBl. 2016 I S. 2464, 2016 年 7 月 1 日施行）。改正の概要は、次のとおり。①従業員 6 人以上 20 人以下の場合にも、賃金維持の要件が課されることになった。②承継資産が 2600 万ユーロ（1 ユーロは 117 円）を超える場合には、優遇措置の可否の審査が必要とされ、承継者の私財も考慮されることになった。私財の内容を明らかにしない場合には、資産額に応じて低い軽減率が適用される。（海外立法情報課・渡辺 富久子）

・ BT-Drucksache 18/5923, 8911, 9690.

【ドイツ】警備業の規制を強化

難民施設で警備員による難民への暴行事件が発生したこと、また、大規模イベントの際のセキュリティ強化の必要性が高まっていること等から、警備業の規制の強化のために営業法等が改正された（BGBl. 2016 I S. 2456, 一部を除き 2016 年 12 月 1 日施行）。改正の目的は、特に、警備会社及び警備員の質及び信頼性を高めることであった。概要は、次のとおりである。①従来、警備業の許可を申請する者は、事業の実施に必要な法規について講習を受講するだけでよかったが、法的及び専門的な知識に係る資格の証明を義務付けられた。②難民施設及び大規模イベントにおける警備責任者は、専門知識に係る資格の証明を義務付けられた。③警備会社及び警備員は、3 年ごとに、所管官庁による身上審査を義務付けられた。所管官庁は、その際、犯罪歴登録簿のデータを照会し、州警察の意見を聴取することとされ、必要に応じて州憲法擁護官庁の意見を聴取することも可能となった。④合わせて、2018 年末までに警備会社登録簿を設置する。（海外立法情報課・渡辺 富久子）
・ BT-Drucksache 18/8558, 9707.

【ドイツ】障害者給付に係る法改正

社会法典第 9 編は、障害者給付の枠組みを定めている。障害者給付においては、医療や年金、介護等の社会保険給付が優先され、保険給付を受給できない場合に、生活扶助制度から障害者のための統合扶助（リハビリ、就労支援、教育等）として支援が提供される。今般、障害者の社会参加や自立を目的として同法が改正された（BGBl. 2016 I S. 3234, 一部を除き 2018 年 1 月 1 日施行）。改正の概要は次のとおりである。①統合扶助は生活扶助制度から切り離され、障害者のための独立した制度となる。障害者施設に入所する場合には、従来、統合扶助から介護費も支給されていたが、改正後は、介護費は介護制度による負担となり、必要な給付の審査を受ける。これは、障害者が自ら施設又は在宅を選択することを促進するとされている。②所得及び資産が一定額を超えると統合扶助の受給に際して自己負担分が生じるが、負担軽減のため、所得及び資産の上限額が大きく引き上げられた上、配偶者の所得及び資産は考慮されなくなる。（海外立法情報課・渡辺 富久子）
・ BT-Drucksache 18/9522, 10523.

【ロシア】政府調達における参加資格の厳格化

2016 年 12 月 28 日連邦法第 489 号「連邦法「政府及び地方自治体需要向けの物品、役務及びサービス調達の分野における契約システムについて」第 31 条の改正について」が施行された。同法により、自然人又は法人がロシア連邦政府及び地方自治体の調達に係る入札に参加する場合には、当該自然人又は法人の代表者、執行機関の役員及びそれに準ずる者若しくは会計責任者が経済分野の犯罪で有罪判決を受けたことがあってはならないと規定された。具体的には、ロシア連邦刑法典第 289 条「違法な企業活動」、第 290 条「収賄」、第 291 条「贈賄」及び第 291.1 条「贈収賄の仲介」に関して有罪判決を受けた者が対象となる。また、過去 2 年以内にロシア連邦行政規則違反法典第 19.28 条「法人による違法な報酬」に違反して行政罰を受けた法人も当該調達に参加することができないと規定された。汚職対策強化の一環と見られる。

（海外立法情報課・小泉 悠）

・ <http://static.kremlin.ru/media/acts/files/0001201612290078.pdf>

【ロシア】土地無償譲渡法の改正

2016年12月28日連邦法第502号「連邦法「極東連邦管区内の連邦構成主体に存在する政府又は地方自治体所有の土地を市民に無償譲渡する特例措置について」(以下「土地無償譲渡法」という。)及び個別のロシア連邦の法令の改正について」が施行された。土地無償譲渡法は、極東地域の振興を図る目的で2016年5月に施行されたものであり、「極東のヘクタール法」という通称で呼ばれる。ロシア国民であれば誰でも極東連邦管区内の国有地又は地方自治体保有地を1ヘクタール借り受けることができ、そこで実際に5年間、何らかの経済活動を行えば無償で譲渡される制度である。譲渡の対象となる土地には幾つかの制限が存在するが、今回の法改正では制限の一部が緩和された。従来の規定では、各連邦構成主体の首長が無償譲渡の対象外地域を決定すると規定していたが、新たな規定では、首長が規制案を作成し、議会承認を得ることとされた。また、行政の中心地や居住地域における土地の無償譲渡は認めないとする条文が削除された。(海外立法情報課・小泉 悠)

・ <http://static.kremlin.ru/media/acts/files/0001201612290107.pdf>

【韓国】国会改革—不逮捕特権、臨時会、違憲決定後対応等—

2016年12月1日、国会法一部改正法律案が国会本会議で可決された(同月16日公布・施行)。同改正は国会改革の一環として行われたものであり、今回は国会議員の不逮捕特権、臨時会、違憲決定後対応等に係る事項を中心に改正された。韓国憲法の規定により、国会議員は現行犯を除き、会期中は国会の同意なく逮捕されない上、逮捕同意案が本会議報告後72時間以内に表決されないときは、事実上、廃案扱いとなっていた。しかし、法改正により、逮捕同意案が72時間以内に表決されないときは、その後に開かれる最初の本会議で表決することが規定された。また、これまでは原則として定期会(会期100日)を9月1日に、臨時会(会期30日)を2月、4月、6月の各月1日に招集することが規定されていたが、法改正により、8月16~31日にも臨時会を招集する規定が新設された。さらに、憲法裁判所により違憲決定が下された法律について、当該法律の所管委員会等の委員長が新たな立法措置の必要性について検討する規定も新設された。(海外立法情報課・藤原 夏人)

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_X116V1E1Z2Y3N1K6J4U2A0Y7N4K4E6

【韓国】エコカーの定義からクリーンディーゼル車を削除

環境への負荷が少ない自動車の開発・普及の促進のため、2004年10月に「環境に優しい自動車の開発及び普及の促進に関する法律」が制定された。同法では、電気自動車、ソーラーカー、ハイブリッドカー、燃料電池車等を「環境に優しい自動車」(以下「エコカー」)と定義し、5年ごとのエコカー開発・普及基本計画策定、技術開発支援、燃料生産者への支援、エコカー購入者・所有者への支援、公共機関のエコカー購入義務等について規定している。2009年5月の同法改正により、クリーンディーゼル車(環境への負荷が他のエコカー並に少ないとされるディーゼル車)もエコカーに加えられたが、2015年9月に明るみに出たフォルクスワーゲンの排ガス不正問題により、クリーンディーゼル車に対する信頼性が大きく損なわれた。そのため、2016年12月2日に同法が再改正され、クリーンディーゼル車がエコカーの定義から削除されるとともに、燃料の種類に関係なく一定の要件を満たす自動車をエコカーとして認定する規定が追加された。(海外立法情報課・藤原 夏人)

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_R1Z6Y0M5H3G0J0U9C2H9R5O3J6A5Q0

【韓国】老人虐待への対応強化

保健福祉部（部は省に相当）によると、2015年に発生した老人虐待6,154件のうち、暴言等による情緒的虐待（精神的虐待、心理的虐待ともいう）が2,330件（37.9%）で最も多かった（2位は身体的虐待の1,591件（25.9%））。これまで、老人福祉法で規定する老人への禁止行為には、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（介護放棄）は含まれる一方、情緒的虐待は含まれていなかったが、2016年11月17日、老人への禁止行為に情緒的虐待を追加するための老人福祉法一部改正法律案が国会本会議で可決された（同年12月2日公布、2017年6月3日施行）。今回の法改正により、禁止行為に「暴言、威嚇等により精神的健康に害を及ぼす情緒的虐待行為」が追加されるとともに、禁止行為の対象である老人を「65歳以上の者」と明確に定義した。また、老人に対して情緒的虐待を行った者を、5年以下の懲役又は5千万ウォン（1ウォンは約0.1円）以下の罰金に処する規定も新設された。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_F1E6G1C1B0H7P0N9F3B8T3M3R0R0J3

【中国】環境保護税法の制定

2016年12月25日、第12期全国人民代表大会常務委員会第25回会議において、環境保護税法が可決され、同日公布された。2016年8月の同第22回会議で第1回審議が行われた同法案は（本誌269-2号（2016年11月）p.31参照）、意見公募を経て修正された後、第2回審議において可決、成立に至った。環境保護税の導入により、汚染物質排出費の徴収という従来の課徴金制度は廃止される。同法は、総則、税額計算の根拠及び納税額、税の減免、徴税管理、附則の全5章28か条及び税額、課税対象一覧等の附表から成る。中国の領土及び管轄海域において、同法に定める汚染物質等（大気汚染、水質汚濁、固体廃棄物、騒音）を環境に直接排出した事業者が課税対象となる。ただし、農業生産に伴って排出されるものや自動車の排気ガスは、課税の対象外とされている。また、排出濃度が基準値を相当程度下回っている場合の減税措置等に関する規定も盛り込まれている。施行日は2018年1月1日である。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-12/25/content_2004993.htm

【中国】中医薬法の制定

中国医学・医薬品（以下「中医薬」）の継承と事業発展等を目的とする中医薬法が、2016年12月25日、第12期全国人民代表大会常務委員会第25回会議で可決され、同日公布された（2017年7月1日施行）。2015年12月から始まった同法案の審議は、社会的な注目度も高く（本誌267-1号（2016年4月）p.32参照）、法案は大幅な加筆修正を経て成立した。同法は総則、中医薬サービス、中薬の保護・開発、中医薬人材育成、中医薬科学研究、中医薬の伝承と文化広報、保障措置、法的責任、附則の全9章63か条から成る。中医薬を少数民族を含む中国の各民族の医学・医薬品の総称と定義し、①中医薬事業を中国の医薬衛生事業において西洋医学と同等に重視すること、②中医薬の特徴に合致した管理制度、人材育成制度を構築すること、③中医薬事業に対する財政支援を強化すること、④中医薬による医療サービスや中薬の生産・製造に対する管理監督を強化すること、⑤知識・技術の保護・保存・伝承に努めること等を定めている。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-12/25/content_2004972.htm

【台湾】労働基準法の改正

2016年12月6日、台湾立法院で労働基準法改正案が可決、成立した（2016年12月21日公布、2017年1月1日施行）。今回の改正により完全週休2日制の実施が明文化され、7日間のうち法定休日1日と休息日1日の計2日が休日と定められた。法定休日は、天災、突発事件等の場合のみ勤務を要求できるが、通常の場合の倍額の賃金に加えて代休を付与しなければならない。休息日は、労働者の同意があれば勤務させることができ、割増賃金が支給される（最初の2時間は通常の時給の1.33倍以上、3時間目以降は1.67倍以上。ただし、勤務時間4時間以内は4時間、4時間超8時間以内は8時間、8時間超12時間以内は12時間として計算する）。一方で、国定祝日については、現行の計19日から教師節、光復節等の7日が除外され、計12日となった。年次有給休暇は、付与対象となる在職期間の要件が1年以上から半年以上に緩和され、在職期間が短い場合の付与日数も拡大された。また、11時間の勤務間インターバル規制も導入された。（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ <http://lis.ly.gov.tw/lgegi/ttspdf2?7279:2-7>

【オーストラリア】テロリスト対策に係る刑法典等の改正

2016年12月7日、1995年刑法典を改正し、テロリズム関連犯罪を行って服役した者のうち、刑期終了後も、釈放すれば地域社会に容認しがたい危険をもたらすと裁判官が判断した者について拘束を認める法律（Criminal Code Amendment (High Risk Terrorist Offenders) Act 2016）が制定された。同法は、テロリズムを含む脅威の増大に対応し、捜査能力の向上を目指して、2014年半ば以降、政府により推進されてきた国家安全保障及びテロリズム対策に関わる改革の一環と位置付けられている。拘束の継続は、州又は特別地域の最高裁判所に対する司法長官の申立てに基づいて行われ、拘束期間の上限は3年である。また、刑法典に加え、拘束の継続に係る裁判において証拠利用を可能とするため、1979年電気通信傍受法及び2004年監視機器（Surveillance Devices）法を改正したほか、2016年テロリズム対策関係法改正法（第1号）にも所要の改正を加えた。（海外立法情報課・芦田 淳）

・ <http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/display/display.w3p;query=Id%3A%22legislation%2Fbillhome%2Fs1039%22>

【オーストラリア】防衛分野における先住民関連企業からの調達拡大

国防白書（2016年2月）は、軍と自国産業とのより強固な連携を構築する方針に言及している。同年10月に公表された政府のプレス・リリースは、その成果の一つとして、防衛分野において、先住民（アボリジニ及びトレス諸島民）の子孫であるオーストラリア国民が50%以上の所有権を有する企業（Indigenous enterprise）から調達を行うための政策（Commonwealth Indigenous Procurement Policy）が大きな成功を収めたと指摘した。2015年に策定された当該政策は、国内契約の一定割合を当該企業に割り当てようとするものである。具体的には、2015-16年度は国内契約の0.5%を目標とし、その後は段階的に引き上げて、2019-20年度には3%とする。防衛分野については、70件の新規契約が2015-16年度の目標であったが、実際には、294件（総額約1億5千万豪ドル（約122億円））の契約が締結された。（海外立法情報課・芦田 淳）

・ http://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/FlagPost/2016/November/Defence_procurement_from_Indigenous_enterprises

【オーストラリア】経済・財政状況に対する見通し

2016年12月19日、財務省は、同年7月の連邦議会選挙後初めてとなる「経済及び財政の中間見通し (Mid-Year Economic and Fiscal Outlook 2016-17)」を公表した。当該見通しは、経済成長率に関して、2016年5月の連邦政府予算案公表時の予測と比較して、2016-17年度は2.5%から2%、2017-18年度は3%から2.75%へと下方修正する一方、2018-19年度及び2019-20年度は3%のまま維持した。財政赤字に関しては、2016-17年度の365億豪ドル（国民総生産の2.1%。1豪ドルは約81円。）から2019-20年度は100億豪ドル（同0.5%）に縮小し、2020-21年度には収支が均衡する見込みが示されている。また、2019-20年度までの財政赤字の合計額は949億豪ドルで、上記予測より103億豪ドル増加しているものの、当該合計額が1年前は1083億ドル、3年前は1227億ドルと予想されていたとして、政府は改善を示唆している。このほか、当該見通しは、上記予算案と比較した場合、310億豪ドルの税収減であること等について言及している。

（海外立法情報課・芦田 淳）

・ <http://www.budget.gov.au/2016-17/content/myefo/download/2016-17-MYEFO-combined.pdf>

【タイ】麻薬の所持に関する規制の緩和

2016年11月24日、1979年麻薬法の改正案が議会を通過し、国王に奏上された。現行法では、自己使用に関する罰則は比較的軽微だが、製造・輸入・輸出に関与した場合の最高刑は死刑とされている。また、他者への譲渡も厳しく規制され、特にMDMA等の第1級に分類される危険薬物を規定量以上所持していた場合には、仮に自己使用のみを目的としていたとしても、弁護の余地なく販売・分配の意図があったと判断され、終身刑に処されてきた。今回の改正案では、危険薬物の大量所持で拘束された者に弁護の権利を認め、譲渡の意図がなかったと立証されれば、自己使用に関する罰則のみを科すとした。また、製造・輸入・輸出の罪に関しても、扱った量が少ない場合には、10年の懲役を科すにとどめるとした。タイは、囚人の対人口比が2016年統計では世界で6番目に高く、特に薬物関連で服役している者は全体の7割に及ぶとされる。政府は、この法改正に合わせ、啓蒙活動を軸とする新たな薬物対策の在り方を模索し始めている。

（海外立法情報課・南波 聖太郎）

・ <http://www.bangkokpost.com/news/general/1173433/softer-drugs-law-to-be-sent-for-royal-endorsement>

・ <http://www.bangkokpost.com/news/general/1174961/drug-woes-need-new-approach>

【フィリピン】性的少数者の権利保護に関する法案の策定

2016年12月5日、「性的指向およびジェンダーアイデンティティ (sexual orientation or gender identity : SOGI) に基づく差別と不利益な扱いの禁止に関する法案」(House Bill 267) が下院女性・ジェンダー平等委員会で承認され、本会議に提出された。法案は、次の9項目に関して、SOGI に基づく不当な扱いを禁止している。①職場での雇用・昇進・異動などの人事決定、②教育機関の入学・卒業の許可、③教育機関における懲戒処分、④政党などの団体や組織の認可、⑤公共の医療サービスの利用、⑥職業資格や出入国許可等の行政による認可、⑦公共の施設の利用、⑧SOGI の判定を目的とした身体検査の実施（必要な場合は本人の同意または家庭裁判所の了解を得ることとする）、⑨警察等の法執行機関での扱いである。以上の禁止事項を犯した場合には、10万～50万ペソ（約22万～110万円）の罰金または1～6年の懲役が科される。また、全警察署に設置されている女性・子供デスクが窓口となり、この問題に対処するとされた。

（海外立法情報課・南波 聖太郎）

・ http://www.congress.gov.ph/legisdocs/basic_17/HB00267.pdf